

○つくばみらい市二十歳の集い記念冊子広告掲載取扱要領

令和4年8月26日

告示第133号

改正 令和4年10月27日告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、つくばみらい市広告掲載要綱（平成20年つくばみらい市告示第47号。以下「広告掲載要綱」という。）に定める広告のうち、つくばみらい市二十歳の集いにおいて配布する記念冊子（以下「冊子」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第2条 広告の規格、掲載料及び刷色は、次に掲げるとおりとする。

1 枠当たりの大きさ	1 枠あたりの掲載料	刷色
縦50mm×横160mm 以内	5,000円	市が指定する色
縦120mm×横160mm 以内	10,000円	
縦250mm×横160mm 以内	20,000円	

(令4告示168・一部改正)

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、市長が指定する位置とする。掲載順序は、先着順位によるものとする。

2 同一の広告主が冊子に広告掲載できるのは、1枠までとする。

(広告掲載者の資格)

第4条 広告掲載をできるものは、市内に住所又は事業所若しくは店舗を有するものとする。ただし、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、この限りではない。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、公募とする。ただし、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、つくばみらい市二十歳の集い記念冊子広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、指定する期日までに市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みを受けたときは、申込期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、つくばみらい市二十歳の集い記念冊子広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、市長の指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、広告掲載要綱第10条の規定による広告掲載の取消しをしたときは、つくばみらい市二十歳の集い記念冊子広告掲載取消通知書（様式第3号）により、広告主に通知するものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第168号）

この告示は、公布の日から施行する。